

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	<p>平成 21 年 12 月 22 日(火) 号外第 133 号</p>
		<p>毎週火・金曜日発行</p>

目 次

◇ 条 例	鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例 (73) (循環型社会推進課) 6 鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例 (74) (公園自然課) 7 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例 (75) (くらしの安心推進課) 9 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (76) (住宅政策課) 12 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (77) (会計指導課) 13 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (78) (警察本部警務課) 18 鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例 (79) (警察本部会計課) 19
-------	---

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

日野町が鳥取県環境美化の促進に関する条例に相当する条例を制定し、環境美化の促進に取り組んでいることにかんがみ、日野町の区域を条例の適用外とするよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 条例の規定を適用しない区域に日野郡日野町を加える。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県立都市公園条例の一部改正について

1 条例の改正理由

指定管理者が管理する都市公園（以下「指定管理者管理公園」という。）において、公園施設の新たな設置、都市公園法（以下「法」という。）に基づく許可の失効等に際して、利用者の利便に支障を生じないようにするため、当該公園施設について、公園施設における指定管理者による管理の特例を設ける。

2 条例の概要

(1) 知事は、指定管理者管理公園の指定管理期間の中途（以下「指定管理期間中」という。）において、指定管理者管理公園に次に掲げるものに該当することとなる公園施設があるときは、指定管理期間中にかかわらず、当該公園施設（以下「指定管理者管理公園施設」という。）について、指定管理者管理公園に係る指定管理者とは別に指定管理者を指定して、公園施設の管理に関する業務を行わせることができる。

ア 法第5条第1項の許可が失効し、又は取り消されるもの

イ 新たに設置し、又は取得することとなるもの

(2) (1)の指定管理者による管理の期間は、規則で定める日から指定管理者管理公園施設の存する指定管理者管理公園の管理の期間が満了するまでの間とする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) ふぐ取扱い営業の認証施設でふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに従事している者は、ふぐ処理等の知識が十分であることにかんがみ、ふぐ処理師試験の受験資格について所要の改正を行う。

(2) 受益と負担の公平の確保を図るため、ふぐ処理師免許証の書換交付等に係る手数料の額を見直す。

2 条例の概要

(1) ふぐ処理師試験の受験資格に、中学校を卒業した者等で、ふぐ取扱い営業の認証施設でふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事しているものを加える。

(2) ふぐ処理師免許証の書換交付等に係る手数料の額を次のとおり引き上げる。

事務の区分	単位	手数料の額	
		現行	改正後
ア ふぐ処理師免許証の書換交付	1件につき	960円	1,700円
イ ふぐ処理師免許証の再交付	1件につき	960円	1,700円
ウ ふぐ取扱い認証書の書換交付（オの書換交付を除く。）	1件につき	960円	1,700円

エ ふぐ取扱い認証書の再交付	1 件につき	960円	1,700円
オ 認証営業者の地位を承継した者に係るふぐ取扱い認証書の書換交付	1 件につき	960円	1,700円

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
(4) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 大谷団地を岩美町へ無償譲渡することに伴い、当該団地を廃止する。
(2) 犯罪被害者等について、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者として条例に明記する。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり、県営住宅を廃止する。

名称	位置	廃止理由
大谷団地	岩美郡岩美町大字大谷	岩美町へ無償譲渡

- (2) 県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者に、犯罪被害者等を加える。
(3) 施行期日は、平成22年1月1日とする(1)を除き、公布日とする。

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

受益と負担の公平の確保のため、認知症介護実践者研修等の実施及び修了証明書の交付証明に係る業務並びに訪問介護職員養成研修の修了証明書及び修了証明書の交付証明に係る業務並びに建設業法の規定による建設業者が、電気工事業を開始したことを届け出た旨の証明書の交付に係る業務について、手数料を新たに徴収するとともに、介護支援専門員の実務経験者に対する更新研修及び介護サービス情報の調査に係る手数料の額を見直す。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり、新たに手数料を徴収する。

事務の区分	単位	手数料の額
ア 認知症の者に対する介護を実践する者への研修の実施等		
(ア) 認知症対応型サービス事業管理者研修	1 件につき	1,000円
(イ) 認知症対応型サービス事業開設者研修	1 件につき	1,300円
(ウ) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	1 件につき	1,300円
(エ) 認知症介護実践者研修	1 件につき	12,000円
(オ) 認知症介護実践リーダー研修	1 件につき	36,000円
(カ) 上記研修を修了した旨の証明書を交付したことを証する書面の交付	1 件につき	420円
イ 訪問介護職員養成研修に係る研修修了証明書の交付	1 件につき	650円
ウ イを行ったことを証する書類の交付	1 件につき	420円
エ 電気工事業に係る建設業の許可を受けた者が電気工事業を開始したことを届け出た旨の証明書の交付	1 件につき	650円

- (2) 次のとおり介護支援専門員の実務経験者に対する更新研修に係る手数料の額を改める。

事務の区分	手数料の額	
	現行	改正後
ア 初回の更新研修(イを除く。)	21,000円	21,000円
イ 初回の更新研修(知事が指定した研修の課程を修了した者に)	21,000円	12,200円

対するものに限る。)		
ウ 2回目以降の更新研修	21,000円	12,200円

(3) 介護サービス情報の調査に係る手数料(現行 居宅サービス(特定施設入居者生活介護に限る。))及び施設サービス41,900円、それ以外のサービス35,600円)を次の介護サービスの種類ごとに徴収する。

介護サービスの種類	単位	手数料の額
ア 訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護	1件につき	21,600円
イ 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護	1件につき	21,600円
ウ 訪問看護若しくは介護予防訪問看護又はこれらと一体的に行われる指定療養通所介護	1件につき	21,600円
エ 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション	1件につき	21,600円
オ 通所介護(ウとカで一体的に行われる指定療養通所介護を除く。)、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護	1件につき	21,500円
カ 通所リハビリテーション若しくは介護予防通所リハビリテーション又はこれらと一体的に行われる指定療養通所介護	1件につき	21,500円
キ 特定施設入居者生活介護(有料老人ホームに係るものに限る。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホームに係るものに限る。)又は介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホームに係るものに限る。)	1件につき	27,600円
ク 特定施設入居者生活介護(軽費老人ホームに係るものに限る。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホームに係るものに限る。)又は介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホームに係るものに限る。)	1件につき	27,600円
ケ 特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅に係るものに限る。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅に係るものに限る。)又は介護予防特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅に係るものに限る。)	1件につき	27,600円
コ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売	1件につき	19,500円
サ 小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護	1件につき	22,200円
シ 認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護	1件につき	22,200円
ス 居宅介護支援	1件につき	18,200円
セ 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護	1件につき	29,700円
ソ 短期入所療養介護(介護老人保健施設に係るものに限る。)、介護保健施設サービス又は介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設に係るものに限る。)	1件につき	29,700円
タ 短期入所療養介護(介護老人保健施設に係るものを除く。)、介護療養施設サービス又は介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設に係るものを除く。)	1件につき	29,700円

(4) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 皇族の側近警衛の作業について、天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の側近警衛（以下「天皇等の側近警衛」という。）の作業に準ずるものの身辺警護手当の支給額の区分を見直す。
- (2) 夜間特殊業務手当の支給の要件を明らかにするため、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 皇族の側近警衛の作業のうち、天皇等の側近警衛の作業に準ずるものとして人事委員会が定めるものについて、身辺警護手当の支給額を天皇等の側近警衛の作業に対するものと同額（1日につき1,150円（現行640円））に引き上げる。
- (2) 夜間特殊業務手当は、交替制又は駐在制の職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる業務に従事したときに支給するものとする。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県警察手数料条例の一部改正について

1 条例の改正理由

ICカード免許証（運転免許証の電磁的方法による記録をいう。）を導入することに伴い、運転免許証に係る手数料の額を引き上げる。

2 条例の概要

- (1) 運転免許証に係る手数料の額を次のとおり引き上げる。
 - ア 運転免許証の交付 1件につき2,100円（現行 1,650円）
 - イ 運転免許証の再交付 1件につき3,650円（現行 3,200円）
 - ウ 運転免許証の更新 1件につき2,550円（現行 2,100円）
- (2) 施行期日は、平成22年1月31日とする。

条 例

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第73号

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表（第13条関係） 鳥取市 米子市 倉吉市 八頭郡八頭町 東伯郡湯梨浜町 東伯郡琴浦町 <u>日野郡日野町</u>	別表（第13条関係） 鳥取市 米子市 倉吉市 八頭郡八頭町 東伯郡湯梨浜町 東伯郡琴浦町

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前に日野郡日野町の区域においてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第74号

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 知事は、前項の規定により指定管理を行わせている指定管理者管理公園に、次に掲げるものに該当することとなる公園施設が設置されており、又は設置されようとするときは、前項の規定にかかわらず、当該公園施設（以下「指定管理者管理公園施設」という。）について、当該指定管理者管理公園の指定管理者とは別に指定管理者を指定（以下「追加指定」という。）して、施設設備の維持管理に関する業務その他当該指定管理者管理公園施設の管理に関する業務（前項各号に掲げる業務を除く。）を行わせることができる。</u></p> <p><u>（1） 法第5条第1項の許可が失効し、又は取り消されるもの</u></p> <p><u>（2） 新たに設置し、又は取得することとなるもの（法第5条第1項の許可を受けたものを除く。）</u></p>	<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第3条 略</p>
<p>（指定管理者の選定の特例）</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定により追加指定をする場合には、鳥取県立布勢総合運動公園においても鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項及び第5条の規定により指定管理者の候補者を選定することができる。</u></p>	<p>（指定管理者の選定の特例）</p> <p>第4条 略</p>
<p>（指定管理者の管理の期間）</p> <p>第5条 指定管理者が<u>第3条第1項</u>に規定する業務を</p>	<p>（指定管理者の管理の期間）</p> <p>第5条 指定管理者が<u>第3条</u>に規定する業務を行う期</p>

<p>行う期間は、<u>同項</u>に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>間は、<u>同条</u>に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>
<p>2 <u>第3条第2項の規定により追加指定された指定管理者が当該追加指定に係る業務を行う期間は、前項の規定にかかわらず、指定管理者管理公園施設ごとに規則で定める日から当該指定管理者管理公園施設が設置されている指定管理者管理公園に係る指定管理者が業務を行う期間が満了するまでの間とする。</u></p>	
<p>（指定管理者管理公園の利用時間及び休園日） 第6条 <u>指定管理者管理公園（追加指定の場合にあっては、指定管理者管理公園施設とする。以下同じ。）</u>の利用時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。</p>	<p>（指定管理者管理公園の利用時間及び休園日） 第6条 指定管理者管理公園の利用時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。</p>
<p>2 <u>指定管理者管理公園の休園日（追加指定の場合にあっては、指定管理者管理公園施設の利用を休止する日とする。）</u>は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。</p>	<p>2 指定管理者管理公園の休園日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第75号

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（免許）</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 ふぐ処理師は、前項の免許証（以下「免許証」という。）の記載事項に変更があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、免許証の書換交付を知事に申請しなければならない。</p> <p>5及び6 略</p> <p>（受験資格）</p> <p>第7条 ふぐ処理師試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、認証施設（第12条第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証に係る施設をいう。以下同じ。）において、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事しているもの</u></p> <p>（3） 学校教育法第57条に規定する者で、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第14号若しくは第16号に掲げる営業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの</p> <p>（ふぐ処理師の遵守事項）</p>	<p>（免許）</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 ふぐ処理師は、前項の免許証（以下「免許証」という。）の記載事項に変更があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、免許証の書換えを知事に申請しなければならない。</p> <p>5及び6 略</p> <p>（受験資格）</p> <p>第7条 ふぐ処理師試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第14号若しくは第16号に掲げる営業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの</p> <p>（ふぐ処理師の遵守事項）</p>

第10条 ふぐ処理師は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 認証施設以外の場所で、ふぐ取扱いを行ってはならない。

(認証)

第12条 略

2 及び 3 略

4 第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証を受けた者(以下「認証業者」という。)は、前項に規定する認証書(以下「認証書」という。)の記載事項に変更があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、認証書の書換交付を知事に申請しなければならない。

5 及び 6 略

(認証業者の地位の承継)

第14条 略

2 前項の規定により認証業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、認証書の書換交付を知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があったときは、認証営業台帳にその旨を登録し、認証書を書換交付する。

4 略

(手数料)

第20条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該申請その他の行為が行われる際、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 第4条第1項の規定に基づくふぐ処理師の免許 1件につき2,600円

(2) 第4条第4項の規定に基づく免許証の書換交付 1件につき1,700円

(3) 第4条第5項の規定に基づく免許証の再交付 1件につき1,700円

(4) 第5条の規定に基づくふぐ処理師試験の実施 1件につき9,040円

(5) 第12条第1項の規定に基づくふぐ取扱い営業の認証 1件につき2,170円

(6) 第12条第4項の規定に基づく認証書の書換交付 1件につき1,700円

第10条 ふぐ処理師は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 認証施設(第12条第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証に係る施設をいう。以下同じ。)以外の場所で、ふぐ取扱いを行ってはならない。

(認証)

第12条 略

2 及び 3 略

4 第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証を受けた者(以下「認証業者」という。)は、前項に規定する認証書(以下「認証書」という。)の記載事項に変更があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、認証書の書換えを知事に申請しなければならない。

5 及び 6 略

(認証業者の地位の承継)

第14条 略

2 前項の規定により認証業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、認証書の書換えを知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があったときは、認証営業台帳にその旨を登録し、認証書を書換交付する。

4 略

(手数料)

第20条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 第4条第1項の免許を受けようとする者 2,600円

(2) 第4条第4項の規定により免許証の書換えを受けようとする者 960円

(3) 第4条第5項の規定により免許証の再交付を受けようとする者 960円

(4) 第5条のふぐ処理師試験を受けようとする者 9,040円

(5) 第12条第1項の認証を受けようとする者 2,170円

(6) 第12条第4項の規定により認証書の書換えを受けようとする者 960円

(7) 第12条第5項の規定に基づく認証書の再交付 1件につき1,700円	(7) 第12条第5項の規定により認証書の再交付を 受けようとする者 960円
(8) 第14条第2項の規定に基づく認証営業者の地 位を継承した者に係る認証書の書換交付 1件に つき1,700円	(8) 第14条第2項の規定により認証書の書換えを 受けようとする者 960円

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第76号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																																		
<p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p><u>(13) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等で同条第1項に規定する犯罪等により従前の住居に居住することが困難となったもの</u></p> <p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宝木団地</td> <td style="text-align: center;">鳥取市気高町下光元</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第26条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">管理を行わせる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高山団地</td> <td style="text-align: center;">岩美町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		宝木団地	鳥取市気高町下光元	略		名 称	管理を行わせる者	略		高山団地	岩美町	略		<p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宝木団地</td> <td style="text-align: center;">鳥取市気高町下光元</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大谷団地</td> <td style="text-align: center;">岩美郡岩美町大字大谷</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第26条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">管理を行わせる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>大谷団地</u> <u>高山団地</u></td> <td style="text-align: center;">岩美町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		宝木団地	鳥取市気高町下光元	大谷団地	岩美郡岩美町大字大谷	略		名 称	管理を行わせる者	略		<u>大谷団地</u> <u>高山団地</u>	岩美町	略	
名 称	位 置																																		
略																																			
宝木団地	鳥取市気高町下光元																																		
略																																			
名 称	管理を行わせる者																																		
略																																			
高山団地	岩美町																																		
略																																			
名 称	位 置																																		
略																																			
宝木団地	鳥取市気高町下光元																																		
大谷団地	岩美郡岩美町大字大谷																																		
略																																			
名 称	管理を行わせる者																																		
略																																			
<u>大谷団地</u> <u>高山団地</u>	岩美町																																		
略																																			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、平成22年1月1日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第77号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（11の3） 略</p> <p>（11の4） 介護保険法第69条の8第2項本文の規定に基づく介護支援専門員に対する更新研修の実施次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 実務経験者に対する更新研修</p> <p><u>（ア） 初回の更新に係るもの（（イ）に掲げるものを除く。） 1件につき21,000円</u></p> <p><u>（イ） 初回の更新に係るもの（介護保険法第69条の8第2項ただし書の規定により知事が指定した研修の課程を修了した者に対するものに限る。） 1件につき12,200円</u></p> <p><u>（ウ） 2回目以降の更新に係るもの 1件につき12,200円</u></p> <p>（12） 略</p> <p><u>（12の2） 介護保険法第78条の4に規定する指定地域密着型サービス事業者に係る基準及び同法第115条の14に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る基準に定める研修（以下この号において「指定研修」という。）の実施 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右</u></p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（11の3） 略</p> <p>（11の4） 介護保険法第69条の8第2項本文の規定に基づく介護支援専門員に対する更新研修の実施次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 実務経験者に対する更新研修 <u>1件につき21,000円</u></p> <p>（12） 略</p>

欄に定める額

区 分	金 額
1 指定研修のうち、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護（以下この号において「通所介護」という。）、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護（以下この号において「居宅介護」という。）並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下この号において「共同生活介護」という。）に係る事業所の管理者に係るもの	1 件につき 1,000円
2 指定研修のうち、居宅介護及び共同生活介護に係る事業所の代表者に係るもの	1 件につき 1,300円
3 指定研修のうち、居宅介護のサービスの利用に係る計画の作成の担当者に係るもの	1 件につき 1,300円
4 指定研修のうち、通所介護、居宅介護又は共同生活介護に係る事業所の従事者に係るもの	1 件につき 12,000円
5 指定研修のうち、通所介護、居宅介護又は共同生活介護に係る事業所において指導的業務に従事する従事者に係るもの	1 件につき 36,000円

(12の3) 前号の研修を修了した旨の証明書を交付したことを証する書類の交付 1件につき420円

(13)及び(13の2) 略

(13の3) 介護保険法第115条の35第2項の規定に基づく介護サービス情報の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

1 <u>介護保険法第115条の35第1項の規定に基づき厚生労働省令で定めるサービス（以下この号において「介護サービス」という。）のうち、訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護</u>	1 件につき 21,600円
2 <u>介護サービスのうち、訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護</u>	1 件につき 21,600円

(13)及び(13の2) 略

(13の3) 介護保険法第115条の35第2項の規定に基づく介護サービス情報の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

1 <u>介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス（特定施設入居者生活介護に限る。）及び同条第23項に規定する施設サービス</u>	1 件につき 41,900円
2 <u>1に掲げるサービス以外のサービス</u>	1 件につき 35,600円

3 介護サービスのうち、訪問看護若しくは介護予防訪問看護又はこれらの介護サービスと一体的に行われる指定療養通所介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第105条の2に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）	1件につき 21,600円		
4 介護サービスのうち、訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション	1件につき 21,600円		
5 介護サービスのうち、通所介護（訪問看護若しくは介護予防訪問看護又は通所リハビリテーション若しくは介護予防通所リハビリテーションと一体的に行われる指定療養通所介護を除く。）、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護	1件につき 21,500円		
6 介護サービスのうち、通所リハビリテーション若しくは介護予防通所リハビリテーション又はこれらの介護サービスと一体的に行われる指定療養通所介護	1件につき 21,500円		
7 介護サービスのうち、特定施設入居者生活介護（有料老人ホームに係るものに限る。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホームに係るものに限る。）又は介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホームに係るものに限る。）	1件につき 27,600円		
8 介護サービスのうち、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホームに係るものに限る。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホームに係るものに限る。）又は介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホームに係るものに限る。）	1件につき 27,600円		
9 介護サービスのうち、特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅に係るものに限る。）	1件につき 27,600円		

る。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅に係るものに限る。) 又は介護予防特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅に係るものに限る。)	
10 介護サービスのうち、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売	1 件につき 19,500円
11 介護サービスのうち、小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護	1 件につき 22,200円
12 介護サービスのうち、認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護	1 件につき 22,200円
13 介護サービスのうち、居宅介護支援	1 件につき 18,200円
14 介護サービスのうち、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護	1 件につき 29,700円
15 介護サービスのうち、短期入所療養介護(介護老人保健施設に係るものに限る。)、介護保健施設サービス又は介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設に係るものに限る。)	1 件につき 29,700円
16 介護サービスのうち、短期入所療養介護(介護老人保健施設に係るものを除く。)、介護療養施設サービス又は介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設に係るものを除く。)	1 件につき 29,700円

(13の4) 略

(13の5) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項第1号に規定する介護員の養成に関する研修を修了した旨の証明書(以下この号において「研修修了証明書」という。)の交付又は交付の証明 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 研修修了証明書の交付 1 件につき650円

イ 研修修了証明書を交付したことを証する書類の交付 1 件につき420円

(13の4) 略

(14)～(178) 略	(14)～(178) 略
<u>(178の2) 電気工事業法第34条第4項の規定による電気工事業の開始の届出をした旨の証明書の交付 1件につき650円</u>	
(179)～(328) 略	(179)～(328) 略
2 略	2 略

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第78号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（身辺警護手当）</p> <p>第19条 身辺警護手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>（1） 略</p> <p><u>（2） 職員が皇族の側近警衛のうち、前号に掲げるものに準ずるものとして人事委員会が定めるものの作業に従事したとき。</u></p> <p><u>（3） 職員が皇族の側近警衛（前2号に掲げるものを除く。）又は内閣総理大臣、国賓その他人事委員会規則で定める者の身辺警護の作業に従事したとき。</u></p> <p>2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 前項第1号及び第2号の作業 1,150円</p> <p>（2） <u>前項第3号の作業</u> 640円</p> <p>（夜間特殊業務手当）</p> <p>第23条 夜間特殊業務手当は、<u>交替制又は駐在制の職員</u>が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行なわれる業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>（身辺警護手当）</p> <p>第19条 身辺警護手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>（1） 略</p> <p><u>（2） 職員が皇族の側近警衛（前号に掲げるものを除く。）又は内閣総理大臣、国賓その他人事委員会規則で定める者の身辺警護の作業に従事したとき。</u></p> <p>2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 前項第1号の作業 1,150円</p> <p>（2） <u>前項第2号の作業</u> 640円</p> <p>（夜間特殊業務手当）</p> <p>第23条 夜間特殊業務手当は、<u>警察職員</u>が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行なわれる業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第79号

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（35） 略</p> <p>（36） 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき<u>2,100円</u>（道路交通法第92条第1項後段の規定により、1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、<u>2,100円</u>に当該他の種類の免許ごとに200円を加算した額）</p> <p>イ 略</p> <p>（37） 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき<u>3,650円</u></p> <p>イ 略</p> <p>（37の2）～（42） 略</p> <p>（43） 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく免許証の有効期間の更新 1件につき<u>2,550円</u></p> <p>（43の2）～（70） 略</p> <p>2 略</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（35） 略</p> <p>（36） 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき<u>1,650円</u>（道路交通法第92条第1項後段の規定により、1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、<u>1,650円</u>に当該他の種類の免許ごとに200円を加算した額）</p> <p>イ 略</p> <p>（37） 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき<u>3,200円</u></p> <p>イ 略</p> <p>（37の2）～（42） 略</p> <p>（43） 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく免許証の有効期間の更新 1件につき<u>2,100円</u></p> <p>（43の2）～（70） 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成22年1月31日から施行する。